

■資料（根拠法令）

●議案第51～53号

地方自治法（抜粋）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議決は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

（1）～（4） 省略

（5） その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

（6）～（15） 省略

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会に議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

●議案第54号

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令（抜粋）

（過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第5条 過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成12年自治省令第20号）第1条第1号イ中「平成25年3月31日までの間に、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号又は第45条第1項の表の第1号の規定の適用を受ける設備」を「平成27年3月31日までの間に、法第2条第1項に規定する過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い法第33条第1項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第12条第1項の表の第1号の第2欄又は第45条第1項の表の第1号の第2欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第1項の表の第1号の第3欄又は第45条第1項の表の第1号の第3欄の規定の適用を受けるもの」に改める。

過疎地域自立促進特別措置法（抜粋）

（地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第31条 地方税法（昭和25年法律第226号）第6条の規定により、地方公共団体が、過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業若しくは旅館業の用に供する設備を新設し、若しくは増設した者について、その事業に対する事業税、

その事業に係る建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合若しくは過疎地域内において畜産業若しくは水産業を行う個人について、その事業に対する事業税を課さなかった場合又はこれらの者について、これらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第 14 条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降 3 箇年度（個人の行う畜産業及び水産業に対するものにあつては、総務省令で定める期間に係る年度）におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

地方税法

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第 6 条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。